

グリーン調達ガイドライン (第4版)

初版制定	2018年	1月22日
第4版	2026年	7月14日
適用実施	2026年	7月14日

Orbray 株式会社
Orbray (Thailand) Co., Ltd.

はじめに

21世紀は、環境の時代と言われ、地球環境保全活動への積極的取組みが益々企業に求められるようになっております。

Orbray株式会社（以下 Orbray又は当社）は、環境方針の下、全社において環境活動を推進しております。

その一環として、環境に配慮した製品サービスを提供するため、使用する製品（部品、材料など）のいわゆる「グリーン調達」を推進していきたいと考え、本ガイドラインを設定しました。

このガイドラインは、グリーン調達に関するOrbrayの基本的な考えでありお取引先の皆様と今後継続して環境改善に取り組む一般的項目を示しています。

このガイドラインは、社会状況の変化、法令の変更等により必要に応じ改訂していく予定ですが、今後、調達分野の取組みは、このガイドラインに基づき運用して参りますので取引先各位におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Orbray 株式会社

Orbray (Thailand) Co., Ltd.

目 次

1.	制定目的	4
2.	適用範囲	4
3.	用語の定義	4
4.	Orbrayの環境保全活動	5
4. 1	環境・品質理念	5
4. 2	環境活動	5
5.	Orbrayのグリーン調達	6
5. 1	グリーン調達の考え方	6
5. 2	グリーン調達基準	6
6.	お取引先様への依頼事項	7
7.	環境負荷物質の管理	8
8.	制定及び改定	10

1. 制定目的

Orbrayの環境方針（活動）に基づいた環境負荷物質削減の取組みをより効果的に実施するための一環として調達活動のためのガイドラインを作成し、環境への負荷が少ない原材料、部品等の調達、および環境保全活動に積極的な取引先様からの調達（以下、グリーン調達という）の推進を図ります。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、Orbrayが購入する製品（材料・部品等で設計・製造委託を含む）および副資材・梱包材について適用する。

3. 用語の定義

本ガイドラインに用いる用語の定義は、以下による。

（1）製品アセスメント

製品の設計段階において、製品が与える環境影響を部品、材料調達、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄処理等の各段階で評価し必要に応じて製品の設計変更を行い、環境への影響の低減を図ること。

（2）製品を構成する材料・部品など

Orbrayが生産する製品を構成する全ての要素をいう。これには電子部品、切削加工部品、樹脂部品、プレス部品、接合材料、はんだ、ガラス、ファイバ芯線、線材などの部品・材料に加え、副資材、サービス部品、梱包材なども含まれる。

（3）含有

物質が意図的もしくは意図的でないかを問わず、製品を構成する材料・部品などに添加、混入、又は付着することをいう。また、不純物もこの中に含まれる。

（4）不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精錬過程で技術的に除去しきれない物質、又は合成反応の過程で生じ、技術的に除去しきれない物質をいう。

（5）意図的添加（使用）

特定の特性・外観・品質をもたらす為に継続的な含有が望ましい場合に、製品又は部品の製造時に意図して添加（使用）すること。

（6）均質材料

全体が均一構成になっている単一の材料または機械的な行為（ネジ外し、切断、押しつぶし、破碎、研磨加工等）により異なる材料に解体若しくは分離できない複数の材料で構成される材料。

(7) R o H S 指令

1) R o H S (2002/95/EC)

EUにおける化学物質管理規制（2006年7月1日施行）。

有害物質の製品への含有及び使用禁止を定めた規制。6物質群が指定されている。

2) R o H S (2011/65/EU) (EU 2015/863)

R o H S II 禁止物質を定めた 2011/65/EU の Annex II を置き換える EU 2015/863 が官報で公布され、フタル酸 4 物質追加され禁止物質 10 物質に指定。（2015年6月4日公布）

(8) R E A C H 規制

EUにおける化学物質管理規制（2007年6月1日施行）。

化学物質の総合的な管理制度。

成形品、混合物、物質について使用される化学物質の登録・評価・許可・制限し適切に管理する。

有害化学物質の情報を公開し、サプライヤーチェーンで伝達し共有化する。

(9) 高懸念物質（S V H C）

発ガン性、毒性物質、難分解性等といった人の健康及び環境に対して非常に高い懸念を抱かせる物質。

(10) P B T 物質

PBT (Persistent, Bioaccumulative, Toxic) 物質は、難分解性、高蓄積性、毒性を有する物質。

(11) 適用除外

法規制で、除外されている、あるいは現時点で代替（物質・材料・技術的）するものがない物質並びに用途部位。

(12) 副資材

製品本体を構成する原材料、部品又は包装材以外であって、製品の製造、加工、検査、洗浄、保管又は出荷の工程において使用される工具、治具、研磨材、洗浄剤その他これらに類する資材をいう。

副資材のうち、製品への残留、付着又は転写の可能性があるものについては、製品含有化学物質管理の対象として評価を行う。なお、規制対象物質又は環境負荷物質を含有する副資材であっても、工程後の洗浄、除去、焼成、乾燥その他の処理により、当該物質が最終製品に残留、付着又は転写しないことが確認されている場合は、製品含有化学物質管理の対象外とすることができる。

4. Orbrayの環境保全活動

4. 1 環境・品質の理念

Orbrayは、地球環境と共生を目指したグローバルな事業活動をすることで、豊かな地球を未来につなぐために貢献するとともに、より高品質の製品を提供することで社会の期待に応え、顧客満足度100%を目指します。私たちは常に環境と品質の両立に努めます。

4. 2 環境活動

製品およびサービスが環境に与える影響をとらえ技術的、経済的に可能な範囲で環境目的・目標を定め、これを定期的に見直して環境保全活動の継続的改善を図ると共に汚染の予防に努めています。

環境活動を進めるにあたり2018年にアダマンド株式会社及び並木精密宝石株式会社をアダマンド並木精密宝石株式会社として統合、2023年に株式会社アキタ・アダマンドを統合し、Orbray株式会社として環境方針を定め公表しております。

5. Orbrayのグリーン調達

5. 1 グリーン調達の考え方

Orbrayは、製品の環境負荷低減を図り、自然との共生を目指した、お取引先様とのパートナーシップによる活動に取り組めます。

(1) 環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達

環境保全に対する活動はお取引先様の自主的活動であることを基本といたしますが、必要に応じて改善活動のお手伝いをいたします。

グリーン調達にあたっては、ISO 14001外部認証取得をはじめとする環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達を優先いたします。

(2) 環境負荷の小さい製品・副資材・梱包材の調達

製品および生産活動に関わる副資材、梱包材について環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。

5. 2 グリーン調達基準

グリーン調達にあたっては、下記のOrbrayの取引先選定基準に従い、お取引先様の環境保全活動と調達品の環境負荷への影響の両面を重視した総合的な判断を行います。

尚、下記の運用方法については、各拠点事業所により異なる場合がありますので、各担当購買部門からの依頼によりご協力いただけますようお願い致します。

（１）お取引先の選定基準

お取引先の選定にあたっては、品質（Ｑ）・価格（Ｃ）・納期（Ｄ）・サービス（Ｓ）に加え、お取引先の環境保全活動への取組状況を評価し評価ランク上位のお取引先を優先いたします。

本基準の評価・運用は、以下の手順といたします。

- ・ お取引先様にて調達取引先調査票（付表－１）の記載事項を自己採点し、評価点をご記入下さい。
- ・ ご記入された調達取引先調査票を各担当購買部門にご提出下さい。
- ・ ご提出の結果にOrbrayの評価を加えさせていただき「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」「Ｄ」で総合評価いたします。
- ・ 総合評価は各担当購買部門よりお知らせいたします。
- ・ 評価が「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」ランクの場合は、お取引を継続いたしますが、「Ａ」ランクから「Ｂ」「Ｃ」の順に優先させていただきます。
- ・ 評価が「Ｄ」ランクの場合、対策が実施されるまで新規発注は中止させていただきます。又、場合によりお取引をご遠慮させていただくことがあります。
- ・ 新規取引先および社名変更があった場合も調達取引先調査票を提出いただく場合があります。

（２）調達品の選定基準

調達品の選定にあたっては、品質、価格に加えて、以下の環境負荷低減に関する項目についてより優れている調達品を優先的に採用します。

- ・ Orbrayの環境負荷物質リスト（「化学物質の自主管理基準」）に定める環境負荷物質を含有していない。または、含有量を削減している。
- ・ 再生資源・部品の使用や小型化・減量化が図られ、従来製品より長寿命化している。
- ・ 省資源化や省エネルギー化が図られている。
- ・ リサイクル設計がなされ、製品の分解・分別・回収が容易である。
- ・ 梱包材については製品と同様に省資源・リサイクル・減量および環境負荷物質の含有なし、及び含有量の削減等がなされている。
- ・ 国内外の化学物質規制にかかる法律・条令に適合している。
- ・ 製品アセスメントを実施している。
- ・ 商品に関する環境情報を公開している又は提供できる。

採点は環境ＩＳＯ等の外部（第三者）認証取得に関する項目および環境保全活動に関する項目と環境負荷低減に関する項目の合計点にOrbrayとしての評価を加えさせていただき次の通りといたします。

《 採点 》	《 評価結果 》
I S O項目がY E S又は1 0 1 以上	A
8 0 ~ 1 0 0	B
5 0 ~ 7 9	C
4 9 以下	D

6. お取引先様への依頼事項

前項の内容に基づき、以下の事項のご協力をお願いいたします。

(1) 第三者認証の有無と活動内容に関する調査

- ・ I S O14001 外部認証取得有無
- ・ エコアクション21
- ・ グリーン調達活動実施有無

(2) 納入品に含有される環境負荷物質の含有量調査

Orbrayへの納入品に関し含有される環境負荷物質を把握する為、使用禁止物質の不使用証明書（付表-3）、また、含有量を把握するため、S D S ・成分表・化学分析データ・含有調査票等の提出等により調査を実施させていただきます。又、必要と判断した場合には納入品の全製造工程における環境負荷物質の使用状況についても、同様の調査を実施させていただきます。

(3) 環境負荷低減に関する覚書の締結

Orbrayへの納入品の環境負荷低減を確実にするために必要と判断される場合、調査への協力等の明記された覚書（付表-2）を締結させていただきます。

7. 環境負荷物質の管理

OrbrayではR o H S 指令発行以降、環境リスクを考慮して化学物質の削減・管理を目的に『使用禁止物質』、『管理物質』の2分類として納入製品中に含まれる化学物質の使用禁止・削減・含有管理をお願いいたします。

環境負荷物質については「化学物質の自主管理基準」を参照ください。

<https://orbray.com>

尚、Orbray で定めた環境負荷物質は、欧州 RoHS 指令・REACH 規則、アーティクルマネジメント推進協議会他、顧客の環境負荷物質基準書を確認・準拠し決定しています。

本ガイドラインでの環境負荷物質についての詳細情報は、以下のホームページを参照ください。

また、RoHS 指令・REACH 規制等についての詳細は「中小企業ビジネス支援サイト J-Net21」をご確認ください。

- ・「アーティクルマネジメント推進協議会」ホームページアドレス
<https://chemsherpa.net/>
- ・「中小企業ビジネス支援サイト J-Net21」ホームページアドレス
<https://j-net21.smrj.go.jp/development/chemical/index.html>

(1) 「使用禁止物質」

海外（RoHS 指令・REACH 規制等）および国内における代表的な法律をもとに規制される化学物質で、人の健康あるいは生態系への影響が著しい物質（高懸念物質：SVHC）で、Orbray が使用を禁止する物質とした。

これらの化学物質について Orbray が購入する製品および副資材・梱包材等に意図的な使用はなく、不純物として含有量が Orbray 規制値未満であることが必要となります。（化学分析データ、SDS などの含有情報を提出していただきます。）また、規制値を超える又は意図的使用の可能性が考えられる場合は、意図的使用の明確化、含有濃度の調査・公表をお願いいたします。

(2) 「管理物質」

Orbray の製品を構成する材料・部品などから可能な限り、削減すべき物質及び意図的（特性維持に必要な場合、現時点で技術的に代替ができないもの等）に使用している物質で、その含有量、部位、用途を把握し、適正に管理すべき物質をいう。

(3) 成形樹脂材のリサイクル材の取り扱いについて

成形樹脂材のリサイクル材使用の禁止。

使用済み排出製品及び残材を、当該製品の原料・材料として再生することと、他製品の部品や材料を再生材料として再使用することを禁止致します。

但し、「化学物質の自主管理基準」に定める管理基準値以下の場合はこの限りではない。

この場合、リサイクルした成形樹脂材料の分析データの提出をお願いいたします。（詳細に関しては各担当購買部門まで問い合わせください。）

(4) フタル酸エステル移行性への対応について

特定フタル酸エステル類には、移行性（接触により他の成形品に物質が移動する性質）があるため、非意図的含有が起こり易いことが知られています。従って、製造や保管などの状況によっては、フタル酸エステル移行を防止するための管理が必要になります。

つきましては、「化学物質の自主管理基準」をご確認いただき、製品及び製品を構成する部品、材料、副資材について、特定フタル酸エステル類の非含有確認を確実に行っていただけますようお願いいたします。

8. 制定及び改定

版 数	制定日	施行日	改 訂 内 容
初 版	2018. 01. 22	2018. 02. 01	社名変更による初版制定 紛争鉱物への取組み追加記入
1 版	2019. 04. 01	2019. 05. 01	RoHS II (2011/65/EU) (EU 2015/863) 10 物質追加記入。 NPT との共通化。
1.2 版	2023. 01. 06	2023. 01. 06	社名変更及びロゴ変更／管理物質の追加 上記内容による帳票類等の改訂
2 版	2023. 10. 27	2023. 10. 27	3. 用語の定義（6）均質材料追記 主要顧客削除 関係機関の情報アクセス先更新 別表 1 環境負荷物質リスト更新 表-3 「使用禁止物質の不使用証明書」環境負荷物質更新
3 版	2025. 07. 15	2025. 07. 15	・ 調達ガイドライン新規制定に伴う改訂。「紛争鉱物」への取組みに関する記述を、新たに制定された上位文書である調達ガイドラインの「3.3. 責任ある鉱物調達」へ移行し、本文書の 8 項を削除。 ・ 3. 用語の定義（2）製品を構成する材料・部品の表現の微修正。 ・ 別表 1 環境負荷物質リスト削除 ・ 本文から付表を分離。付表への付表番号追加。 ・ 6（2）へ使用禁止物質の不使用証明書に関する記述を追加
4 版	2026. 07. 14	2026. 07. 14	・ 3. 用語の定義（12）副資材を追記 ・ 7. 環境負荷物質の管理（4）フタル酸エステル移行性についての対応を追記